

鹿沼市野外活動研修施設条例の廃止について

次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市野外活動研修施設条例を廃止する条例

鹿沼市野外活動研修施設条例（昭和 6 3 年鹿沼市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。